

# 委託設計書

課長	係長	照査	設計

令和 8年度

設計年月 令和 8年 6月

工期 令和 9年 3月15日

委託名 消防用設備点検整備委託（ポンプ施設）

委託場所 京都市伏見区北端町地内

住吉ポンプ場 他 2 2 か所

委託料金 \_\_\_\_\_ 円

委託価格 \_\_\_\_\_ 円

消費税及び

地方消費税相当額 \_\_\_\_\_ 円

# 内 訳 書 （ 総 括 ）

（ 1 / 1 ）

委 託 名	消防用設備点検整備委託（ポンプ施設）							
費 目	工 種	種 別	単 位	数 量	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
委託料								
	その他							
		直接費	式	1				
		直接経費	式	1				
		諸経費	式	1				
委託価格								
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1				
委託料計								

# 内 訳 書

( 1 / 2 )

委託名	消防用設備点検整備委託（ポンプ施設）								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
委託料									
直接費									
	一般労務費		式	1					
	計								[労務費]
	消火器取替費（後期実施）		式	1					
	計								[複合費]
	直接費計								直接費
直接経費									
	直接経費		式	1					

# 内 訳 書

( 2 / 2 )

委託名	消防用設備点検整備委託（ポンプ施設）								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
	直接経費計								直接経費
計（委託原価）									
諸経費									
	諸経費		式	1					
	諸経費計								諸経費
委託価格									
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1					
委託料計									

令和08年度

消防用設備点検整備委託（ポンプ施設）

特記仕様書

# 第 1 章 総 則

## 1 適用範囲

本仕様書は、表記委託に適用する。

## 2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

- (1) 指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その委託業務の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- (4) 設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

## 3 委託業務の履行

本委託は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に業務を履行しなければならない。

## 4 疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

## 5 法規の遵守

受注者は委託業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して委託を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| (1) 京都市上下水道局契約規程 | (5) 建設業法        |
| (2) 労働基準法        | (6) 建築基準法       |
| (3) 労働安全衛生法      | (7) 電気事業法       |
| (4) 下水道法         | (8) その他関係法令、例規等 |

## 6 書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

## 7 現場代理人等

- (1) 受注者又は当局の承諾を得た代理人は、委託期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならない。ただし、現場代理人の委託現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認められた場合には、常駐を要しないこととすることができる。
- (2) 現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

## 8 適用規格

委託の適用規格は次の各号のとおりとする。

- |                       |                           |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 日本産業規格 (JIS)      | (5) 日本電機工業会標準規格 (JEM)     |
| (2) 日本下水道協会規格 (JSWAS) | (6) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC) |
| (3) 日本水道協会規格 (JWWA)   | (7) 電気設備に関する技術基準          |
| (4) 機械学会設計基準          | (8) その他関係規格及び基準           |

## 9 励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

## 10 指示・承諾

次の各号に掲げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

- (1) 委託の施行順序・方法・工程
- (3) 既設の機器設備の運転・停止に関すること

## (2) 委託に使用する仮設物

### 1.1 関係監督官庁への許認可申請等

- (1) 法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。

### 1.2 納入材料及び機器

- (1) 委託業務において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 委託現場に納入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続きを怠り、監督員が不適当と認めるときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。

### 1.3 電力及び雑用水

委託業務に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

### 1.4 既設構造物の保護

委託業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。

### 1.5 運搬及び保管

- (1) 破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。
- (2) 各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記委託名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。

### 1.6 委託現場発生品

受注者は、委託業務によって生じた現場発生品（発注者への返納品等）について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

### 1.7 建設副産物の適正処理について

発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのA票、B2票、D票等の写しを監督員に提出すること。

なお、管理票は委託完了後から、5年間保存しなければならない。

### 1.8 安全管理

- (1) 受注者は委託業務に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。
- (2) 受注者は委託業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、委託業務の安全施行の確保に必要なかつ十分な安全管理体制を組織すること。
- (4) 受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた委託業務関係者全員に安全管理について周知徹底させること。
- (5) 受注者は、委託作業中における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。
- (6) 受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

### 1.9 受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

- (1) 軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない材料及び作業
- (2) 各検査・試験及び写真撮影
- (3) 委託の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力
- (4) 現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去
- (5) 委託期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理
- (6) 関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

## 2.0 施設停止及び他委託等との競合

受注者は委託業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他委託等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

### 2.1 段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

### 2.2 完了検査

- (1) 委託業務が完了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。
- (2) 完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。
- (3) 検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

### 2.3 保証・契約不適合

- (1) 完了検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、委託目的物に欠陥・不備が発見されたときは、当局が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行わなければならない。  
なお、当該箇所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。上記の期間を越える場合においても、受注者はその契約不適合責任を免れることはできない。
- (2) 受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、当局は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

### 2.4 損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

### 2.5 委託写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はA4版を標準とし、表紙には契約年度、委託件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、A4版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで5年間程度劣化が生じないものであることとする。

なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について」（令和5年3月15日付け国技建管第6号）に基づき実施しなければならない。

### 2.6 雑則

- (1) 受注者は委託業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本仕様書の第2章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第1章に優先する。
- (3) 水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した委託業務に努めなければならない。
- (4) 受注者は委託業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

## 第 2 章 細 則

### 1 委託概要

本委託は、住吉ポンプ場他22か所の消防用設備について、消防法第17条の3の3の規定に基づき点検整備を行うものである。

### 2 委託場所

京都市伏見区北端町地内 住吉ポンプ場他22か所（別紙1「委託場所一覧表」参照）

### 3 委託期間

本委託の期間は、契約の翌日から令和9年3月15日までとする。

### 4 作業時間

本委託の作業時間は、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除いた平日の午前8時30分から午後5時までを原則とする。

### 5 点検機器

別紙2「点検機器一覧表」に示された機器を点検すること。

### 6 点検内容

上記点検機器について、以下の(1)に示す内容を点検すること。また、羽束師ポンプ場、池田ポンプ場、久世ポンプ場の3か所については、以下の(2)~(3)に示す内容も行うこと。

(1) 以下のア~オに基づき総合点検（機器点検含む）を1回（前期）、機器点検を1回（後期）実施すること。ただし、消火器具及び誘導灯については、機器点検2回とする。また、ア~オの告示等は、最新の改正に従うこと。

ア 平成16年5月31日付消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」

イ 昭和50年10月16日付消防庁告示第14号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」

ウ 平成14年6月11日付消防予第172号「消防用設備等の点検要領の全部改正について」

エ 平成14年6月11日付消防予第173号「消防用設備等の点検に係る運用について」

オ 平成8年4月5日付消防予第61号「消防用設備等点検済表示制度について（通知）」

(2) 別委託で行う自家発電設備の実負荷運転（定格出力30%以上）に立会し、総合点検として消火栓ポンプの放水試験を行うこと。

(3) (2)の点検結果に基づき、屋内消火栓設備点検票及び非常電源（自家発電設備）点検票を作成すること。

## 7 消火器取替・廃棄

別紙3「取替・廃棄消火器一覧表」に示された消火器を同等品に取替、廃棄すること。

なお、消火器取替には、消火器取替後の機器点検を含むものとする。

## 8 現場にて発生した廃棄消火器について

本委託にて発生した廃棄消火器は、受注者の責任において集積及び運搬し、関係諸法規、消火器リサイクルシステムを遵守して処分を行うこと。また、廃棄消火器が適正に処分されたことを確認できる書類を提出すること。

## 9 その他

- (1) 契約締結後、速やかに監督員と打合せを行うこと。また、作業開始までに作業計画書及び測定器の試験成績書（校正証明書）を監督員に提出すること。
- (2) 本委託は、必要な資格を有する技術者により行い、資格証の写しを1部提出すること。
- (3) 本委託は稼働施設内での作業となるため、施設停止は最小となるように努め、施設の損傷及び管理業務への支障が出ないように注意すること。
- (4) 不良箇所が発見された場合は、速やかに報告し監督員の指示に従うこと。また、不良箇所の場所、設備（機器）、不良内容を示した不良箇所報告書を総合点検（前期）、機器点検（後期）ごとに1部提出すること。
- (5) 雨天時には、作業の中止、延期を指示することがある。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項であっても、必要となる軽微なことは全て行うこと。
- (7) 本委託においては関係諸法令等に基づき、必要に応じてアスベスト事前調査等を行うこと。
- (8) 高さ1.5m未満の天井に設置されている煙感知器の点検については、点検用指示棒を使用すること。
- (9) 本委託作業において必要となる消防署との協議を行い、監督員から承認を得た総合点検結果報告書を消防署へ届出すること。
- (10) 点検結果報告書は、総合点検（前期）は3部（消防署への届出分を含む）、機器点検（後期）は2部作成し、監督員に提出すること。
- (11) 点検結果報告書（前期・後期）については、PDFデータにしCD-R等で提出すること。

## 委託場所一覧表

	委 託 場 所	委 託 場 所 住 所
1	住吉ポンプ場	京都市伏見区北端町地内
2	淀ポンプ場	京都市伏見区納所大野地内
3	羽束師ポンプ場	京都市伏見区羽束師古川町地内
4	砂川ポンプ場	京都市伏見区竹田中島町地内
5	池田ポンプ場	京都市伏見区醍醐大構町地内
6	桃山ポンプ場	京都市伏見区桃山町西尾地内
7	向島ポンプ場	京都市伏見区向島二ノ丸町地内
8	桃山南ポンプ場	京都市伏見区桃山町大島地内
9	西京極ポンプ場	京都市南区吉祥院流作町地内
10	桂ポンプ場	京都市西京区桂清水町地内
11	久世ポンプ場	京都市南区久世東土川町地内
12	加賀屋敷ポンプ場	京都市伏見区深草加賀屋敷町地内
13	七瀬川ポンプ場	京都市伏見区深草泓ノ壺町地内
14	葛野ポンプ場	京都市右京区西京極北大入町地内
15	花園ポンプ場	京都市右京区花園内畑町地内
16	有栖川ポンプ場	京都市右京区嵯峨野東田町地内
17	和泉ポンプ場	京都市伏見区桃山町大島地内
18	川田川ポンプ場	京都市南区上鳥羽塔ノ森柴東町地内
19	江川ポンプ場	京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原地内
20	景勝ポンプ場	京都市伏見区景勝町地内
21	下神泉苑ポンプ場	京都市伏見区景勝町地内
22	新下神泉苑ポンプ場	京都市伏見区下神泉苑町地内
23	十九軒ポンプ場	京都市伏見区深草十九軒町地内

## 点検機器一覧表

設備	機器	種類	単位	数量	備考
自動火災 報知設備	受信機	P型1級 5回線	台	1	
		P型1級 10回線	台	8	
		P型1級 15回線	台	5	
		P型2級 1回線	台	1	
		P型2級 3回線	台	2	
		副受信機 15回線	台	1	
	感知器	光電式煙感知器(2種)	個	370	
		差動式スポット型感知器	個	112	
		定温式スポット型感知器	個	183	
		差動式分布型感知器	個	34	
	発信機	P型1級	台	66	
	表示灯		個	66	総合盤含む
電鈴		個	74	地区音響装置 総合盤含む	
防排煙 設備	防排煙制御盤 (連動操作盤)	5回線	台	3	
		10回線	台	3	
		15回線	台	1	
	防火扉		台	10	
	防火シャッター装置 (自動閉鎖装置)		台	4	
	防火(防煙)ダンパー		台	69	
	感知器	光電式煙感知器(3種)	個	129	
消火器 避難設備	消火器	ABC粉末10型	本	232	前期
			本	202	後期
		ABC粉末20型	本	4	前期
			本	4	後期
		ABC粉末50型	本	30	前期
			本	25	後期
	誘導灯	10W(小型)	個	147	
		20W(中型)	個	27	
		40W(非常灯)	個	17	
	誘導灯用信号装置		台	8	
	非常用放送設備		組	1	スピーカー 含む

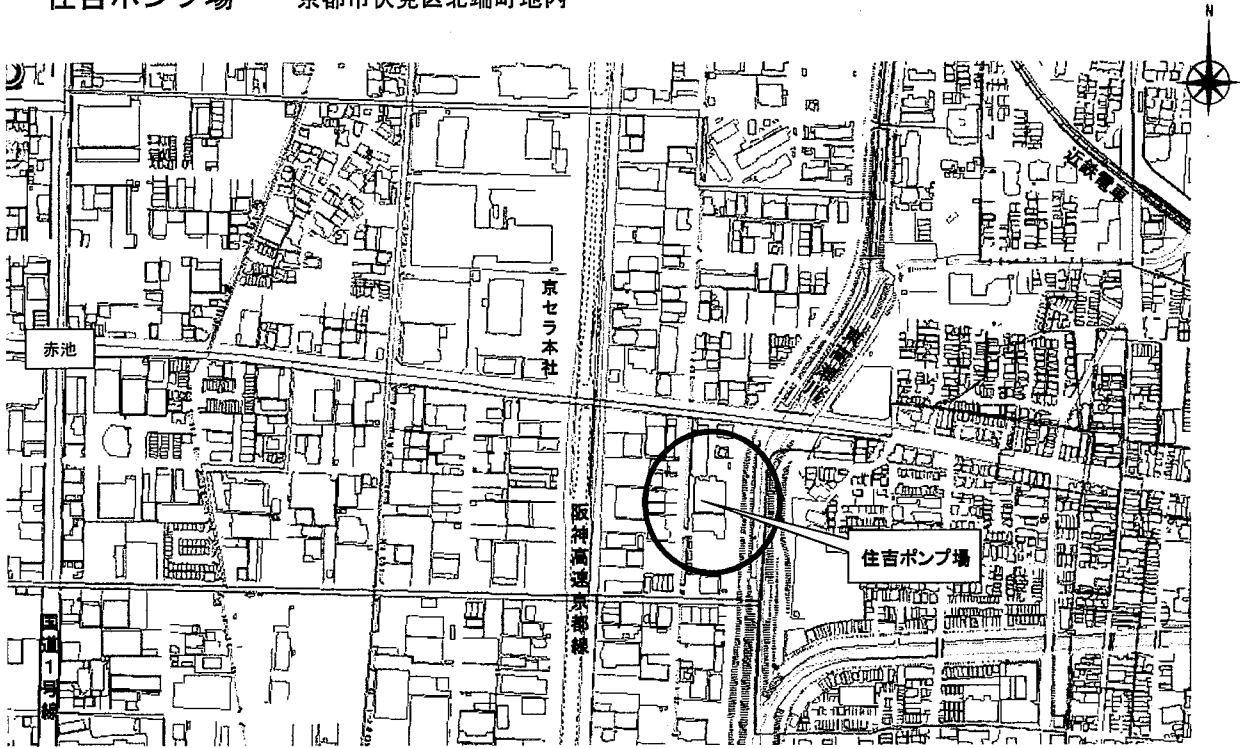
## 点検機器一覧表

設備	機器	種類	単位	数量	備考
屋内消火栓設備	ポンプ操作盤 (消火ポンプ制御盤)		面	5	
	加圧送水装置 (消火ポンプ)		個	5	
	消火栓箱 (消火栓、起動押し スイッチ、ホース2本)		組	23	
非常電源設備	自家発電設備	368 kW	式	1	羽東師ポンプ場
		265 kW	式	1	池田ポンプ場
		441 kW	式	1	久世ポンプ場
	非常電源 専用受電設備		組	2	
二酸化炭素 消火設備 (局所放出式)	ボンベ本体 (45 kg)		本	18	
	制御盤		面	2	
	常用及び予備 (直流) 電源盤		面	1	
	手動起動用押釦		個	6	
	ガス放出ノズル装置		台	48	

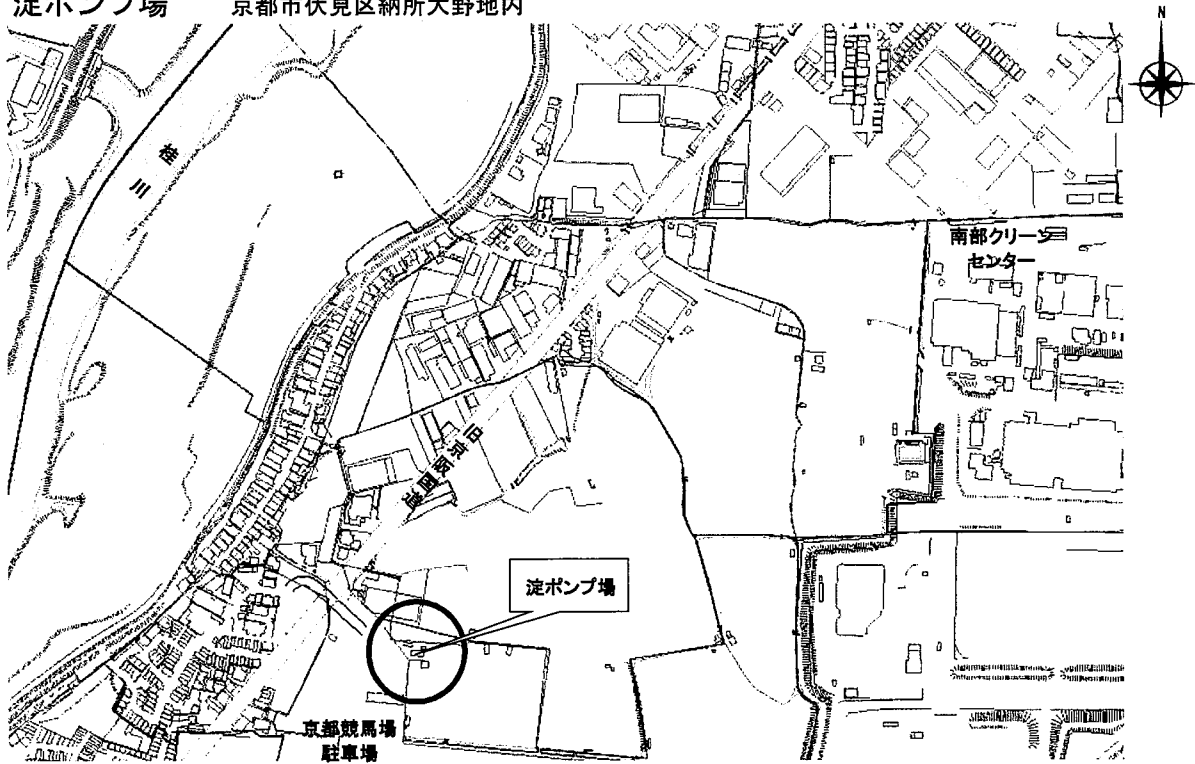
## 取替・廃棄消火器一覧表

	単位	取替数量	廃棄数量	備考
粉末ABC10型	台	30	30	消火器の取替・廃棄は 機器点検時（後期）に 実施すること。
粉末ABC20型	台	0	0	
粉末ABC50型	台	5	5	

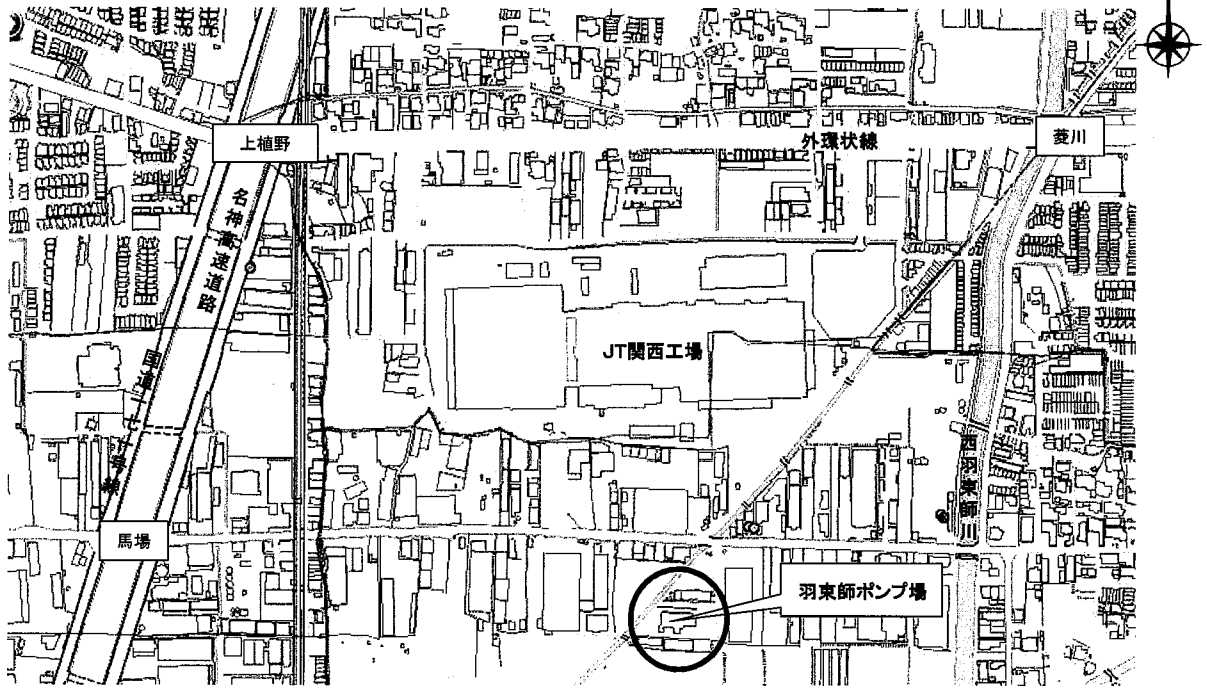
住吉ポンプ場 京都市伏見区北端町地内



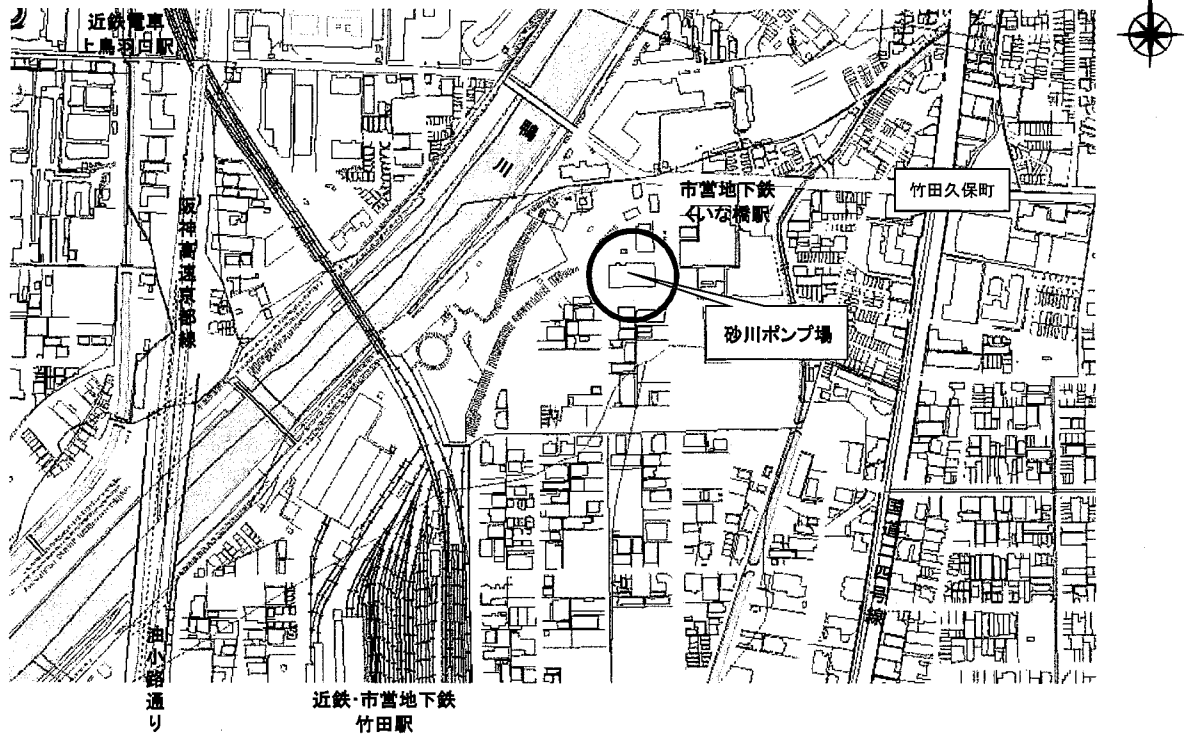
淀ポンプ場 京都市伏見区納所大野地内



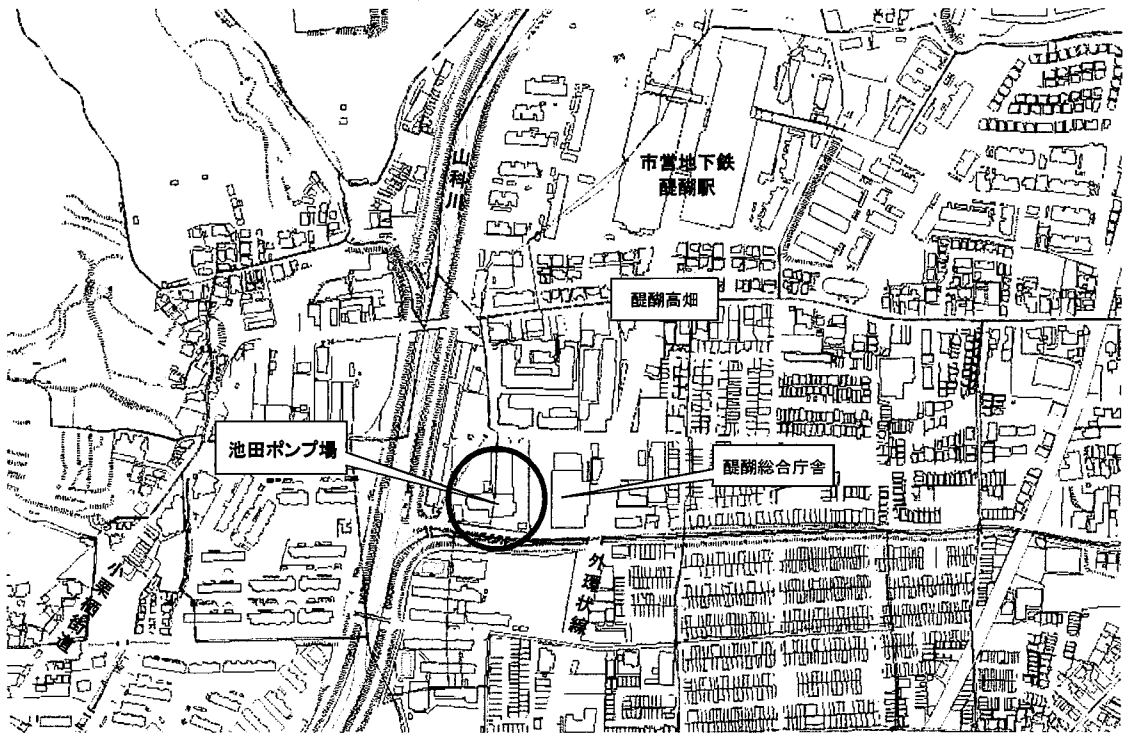
羽東師ポンプ場 京都市伏見区羽東師古川町地内



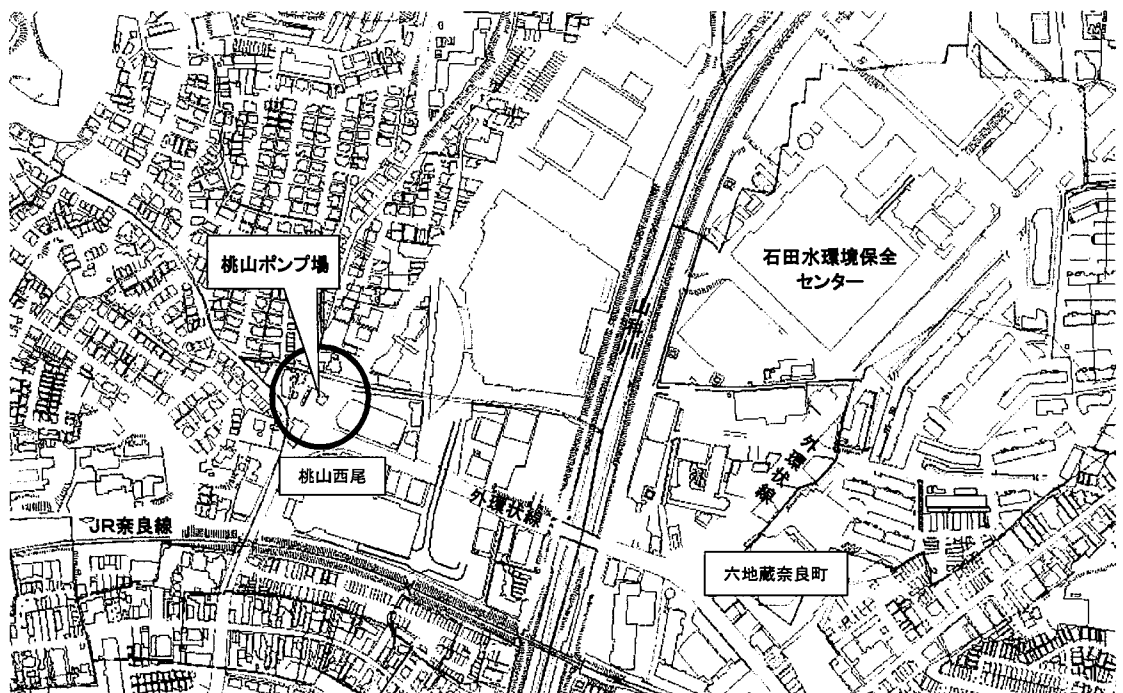
砂川ポンプ場 京都市伏見区竹田中島町地内



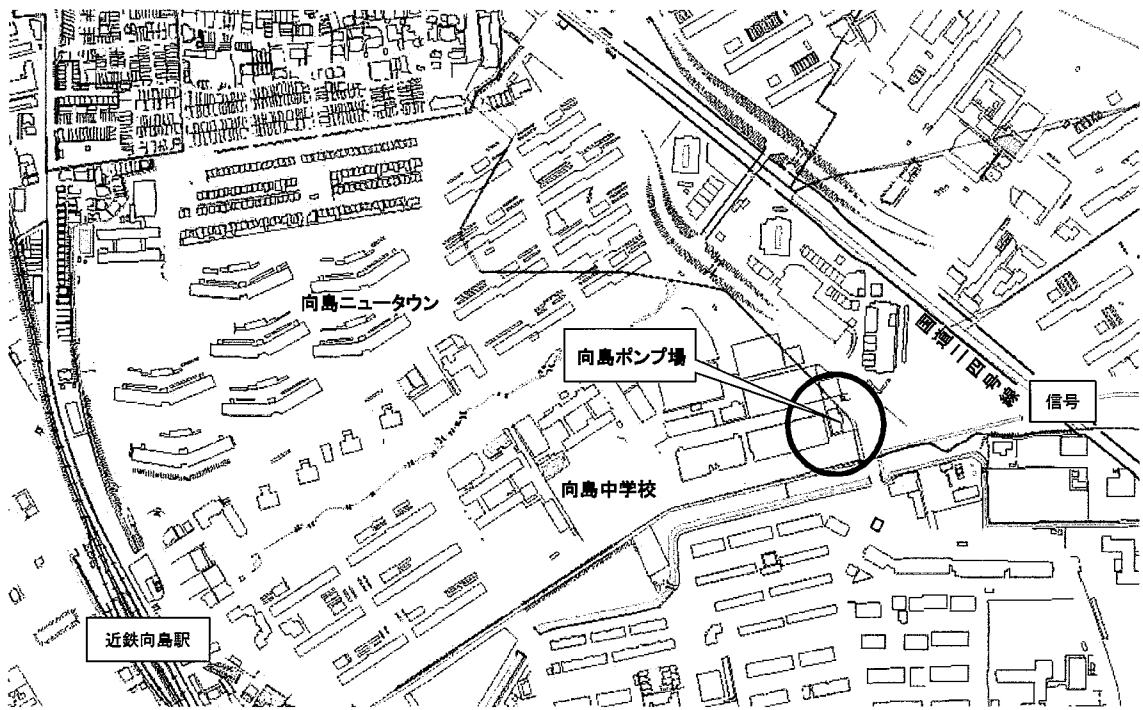
池田ポンプ場 京都市伏見区醍醐大構町地内



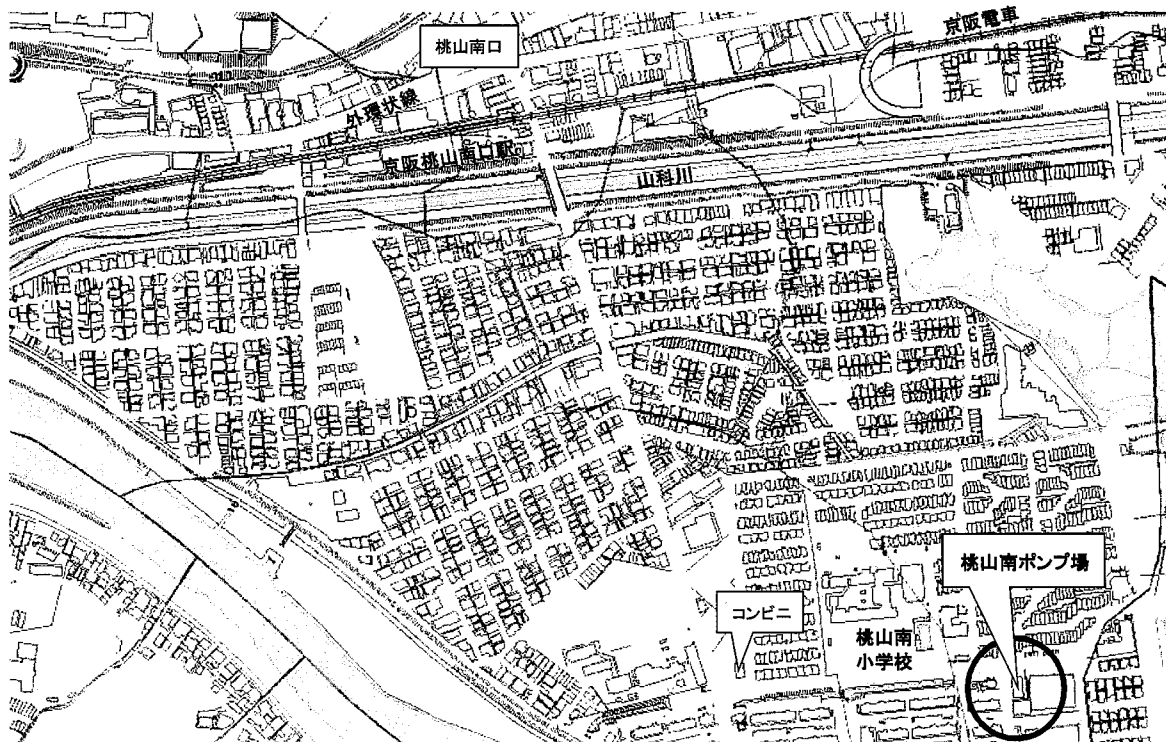
桃山ポンプ場 京都市伏見区桃山町西尾地内



向島ポンプ場 京都市伏見区向島二ノ丸町地内



桃山南ポンプ場 京都市伏見区桃山町大島地内



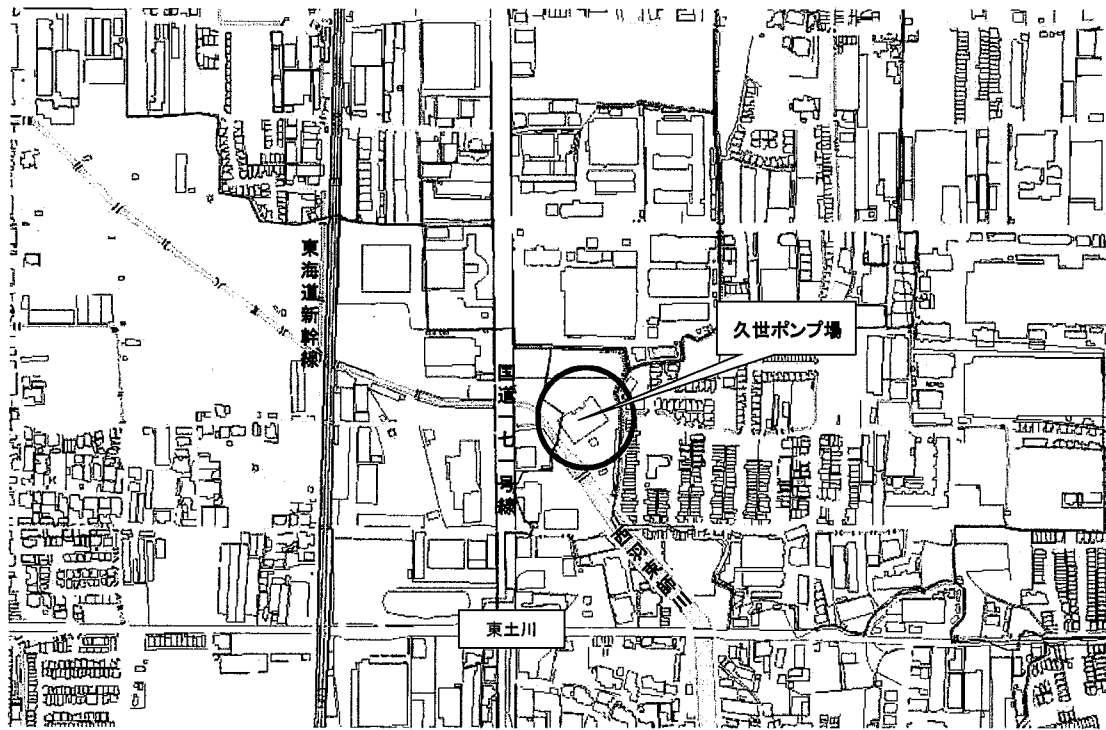
西京極ポンプ場 京都市南区吉祥院流作町地内



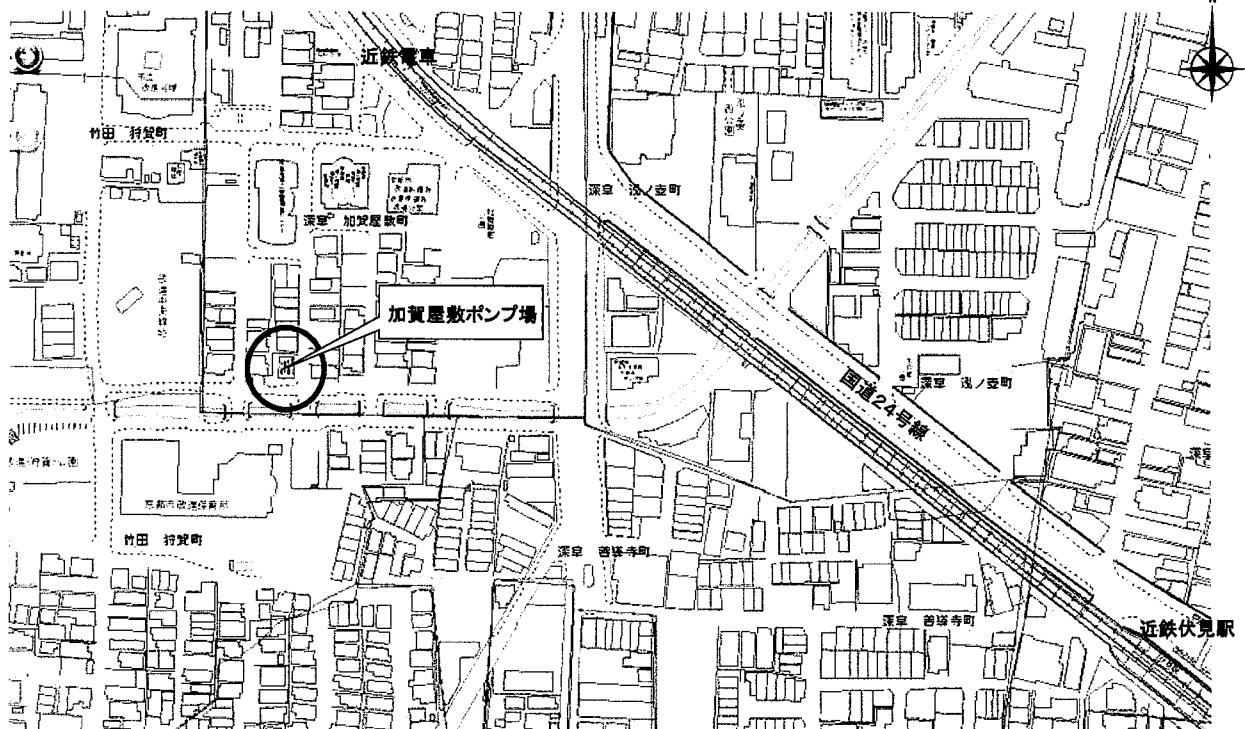
桂ポンプ場 京都市西京区桂清水町地内



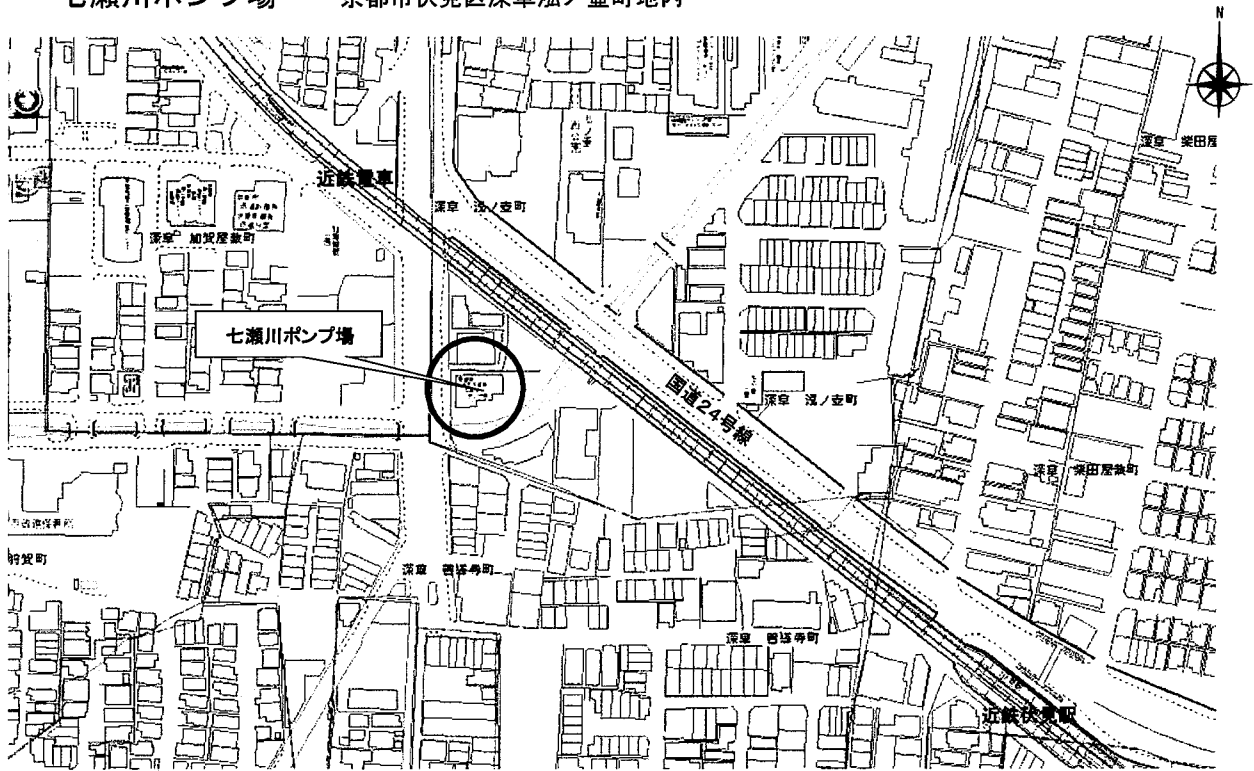
久世ポンプ場 京都市南区久世東土川町地内



加賀屋敷ポンプ場 京都市伏見区深草加賀屋敷町地内



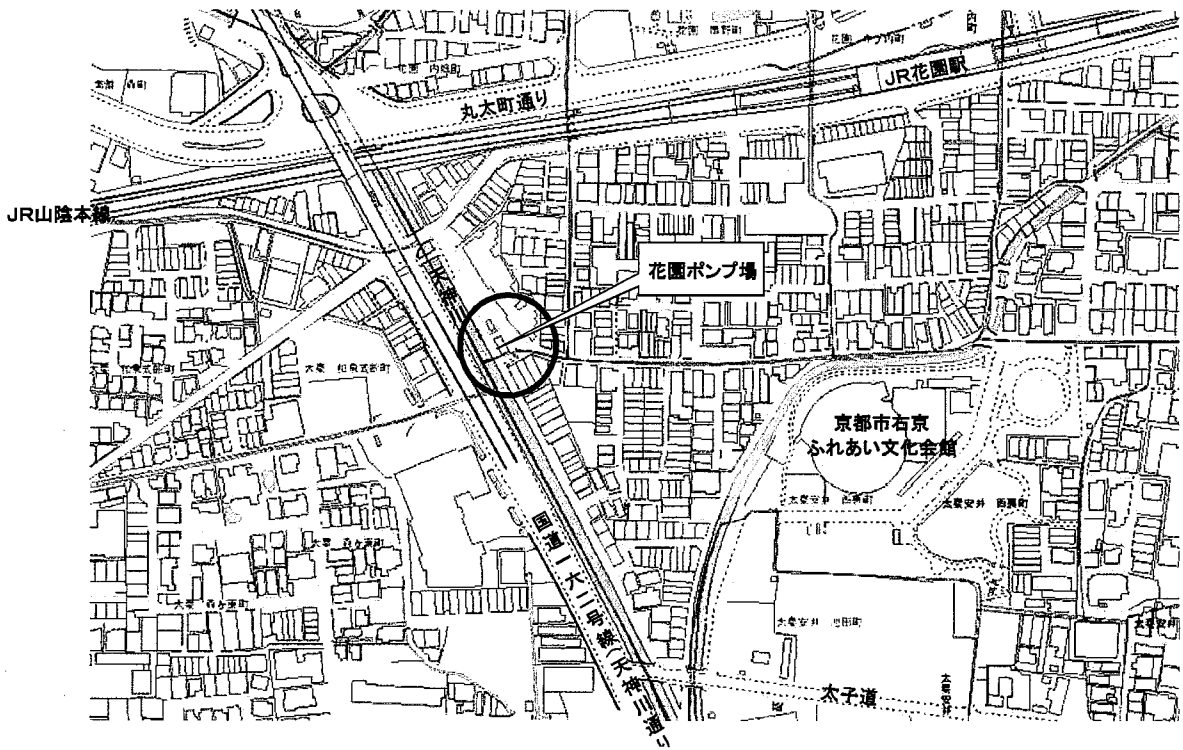
七瀬川ポンプ場 京都市伏見区深草泓ノ壺町地内



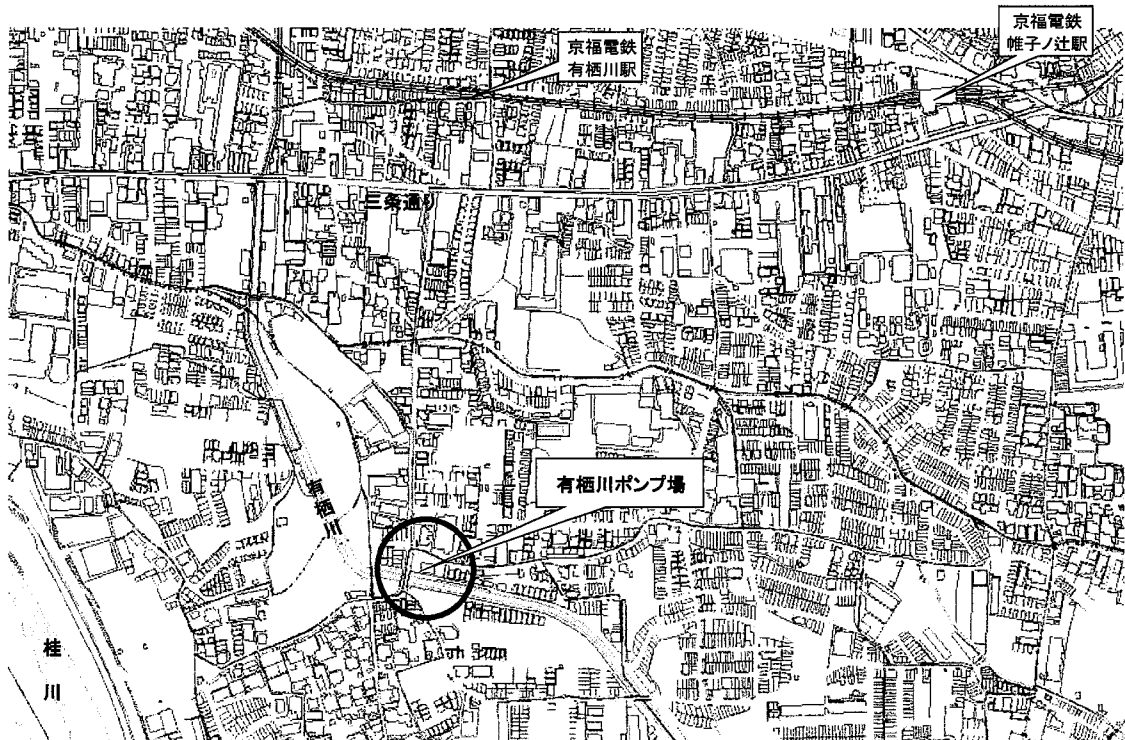
葛野ポンプ場 京都市右京区西京極北大入町地内



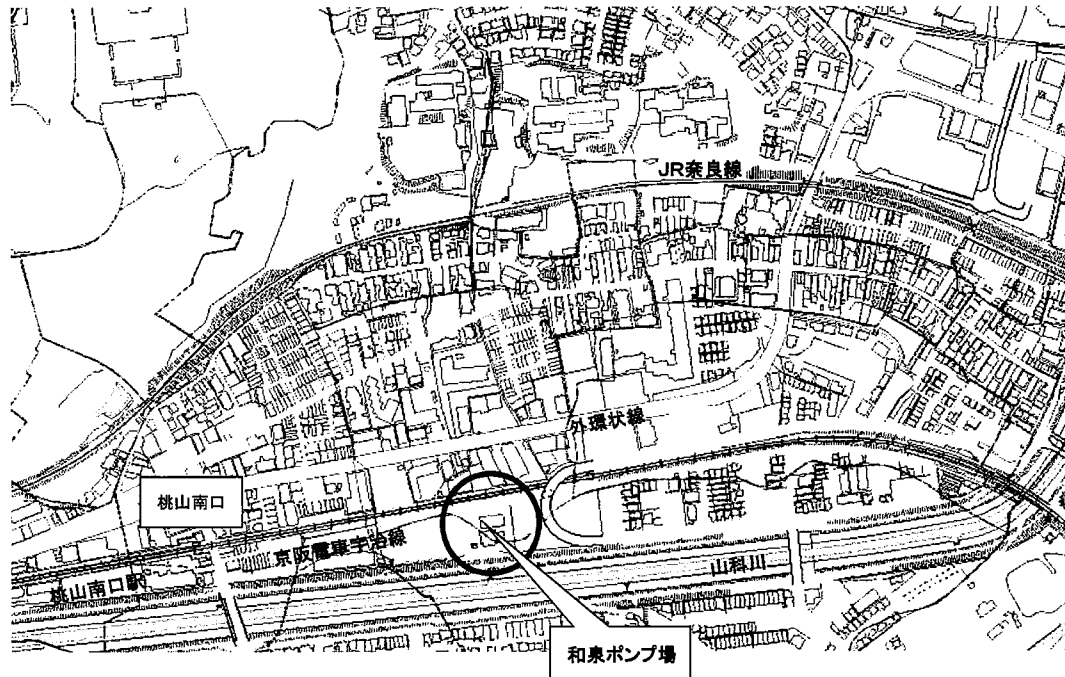
花園ポンプ場 京都市右京区花園内畑町地内



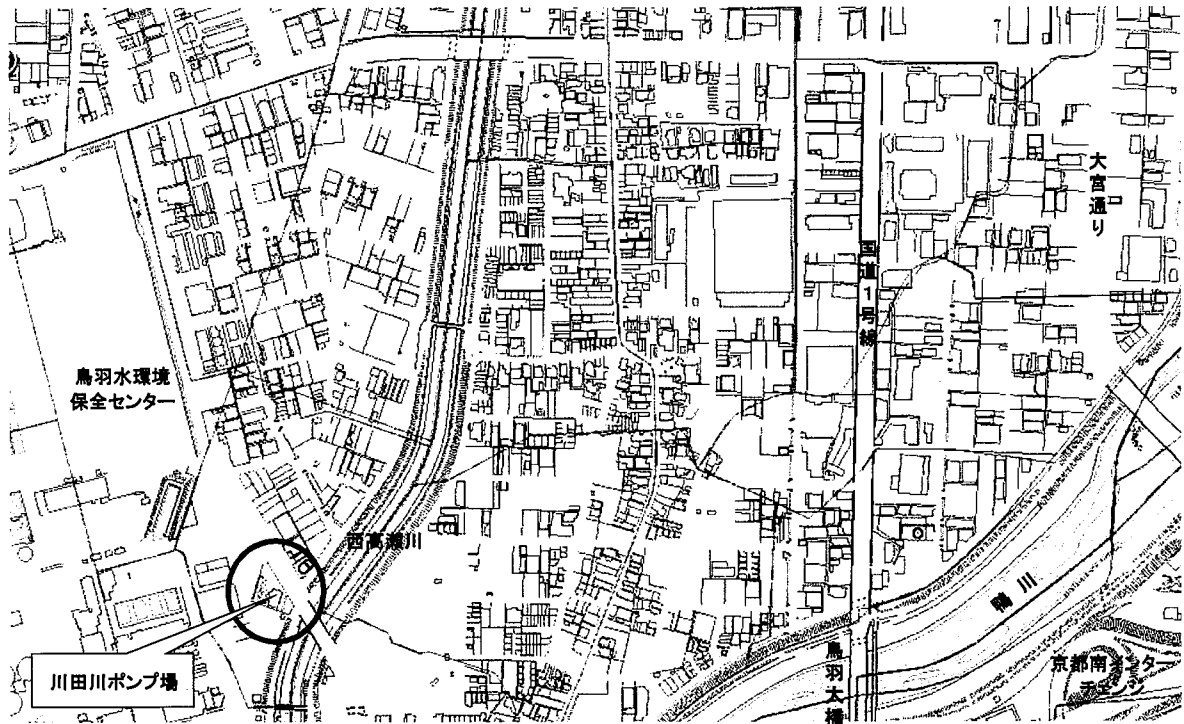
有栖川ポンプ場 京都市右京区嵯峨野東田町地内



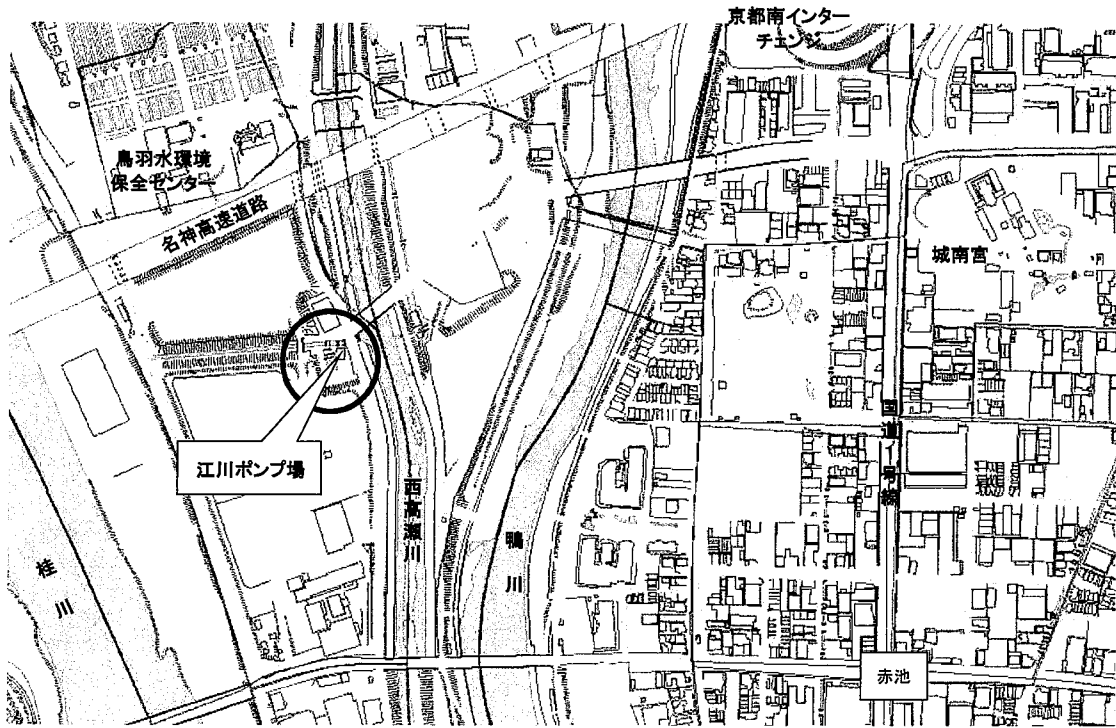
和泉ポンプ場 京都市伏見区桃山町大島地内



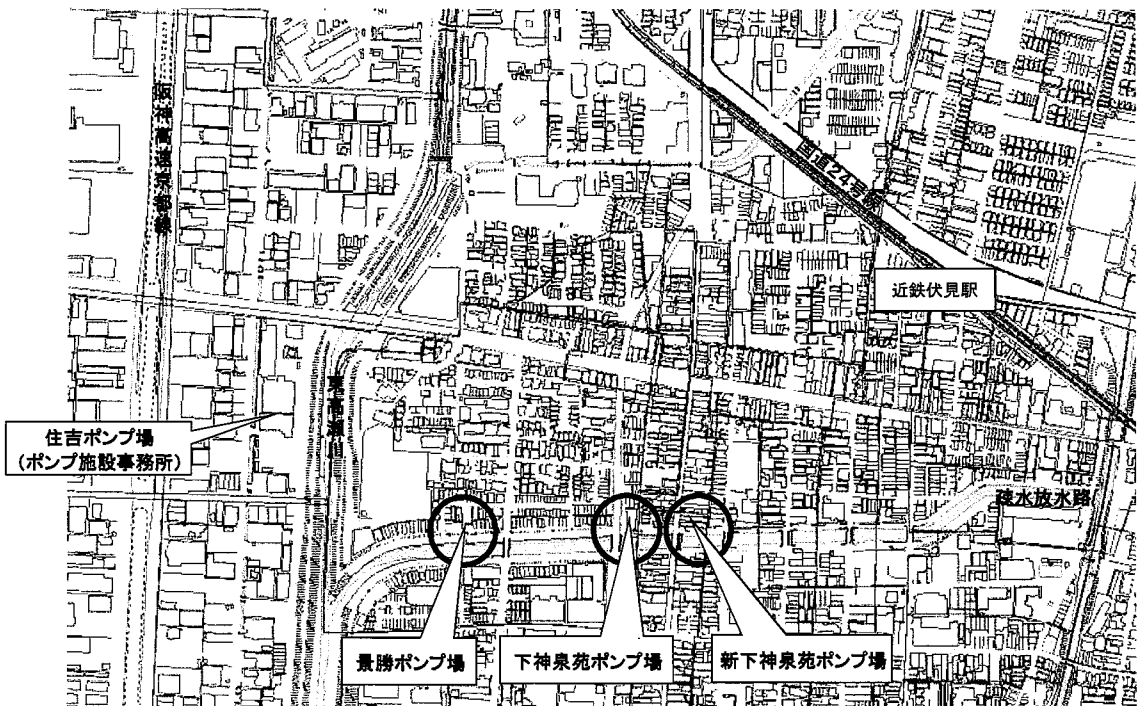
川田川ポンプ場 京都市南区上鳥羽塔ノ森柴東町地内



江川ポンプ場 京都市南区上烏羽塔ノ森上河原地内



景勝, 下神泉苑ポンプ場 京都市伏見区景勝町地内  
 新下神泉苑ポンプ場 京都市伏見区下神泉苑町地内



十九軒ポンプ場 京都市伏見区深草十九軒町地内

